平成２２年（フ）第４２５号
北海道石狩郡当別町太美町1473番地198
債務者　矢幅　久美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７８号
札幌市西区八軒10条東２丁目１番16号　ハイツ八軒202号
債務者　辻岡　勝幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９５号
札幌市豊平区美園５条６丁目２番10号　美園パールマンション207号
債務者　干場　英俊
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５１号
札幌市清田区清田３条１丁目２番３号
債務者　伊藤　喜巧
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７１号
札幌市清田区真栄２条２丁目９番45号　クチュール真栄205号
債務者　加藤　正晴
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７５号
札幌市東区北51条東５丁目３番６号
債務者　松本　彩仁
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５５号
札幌市東区伏古10条４丁目５番24号　サンリバー伏古101
債務者　矢野　猛男
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０７号
北海道石狩市花川北５条２丁目134番地
債務者　猪又　瑞世
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４７号
札幌市中央区北１条東11丁目22番地81
債務者　津田　一美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６３号
札幌市北区新川４条10丁目６番14号　トラパー１―201号
債務者　中里　勝幸
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６６号
札幌市東区伏古７条２丁目５番10号　ハイツ鈴木３階
債務者　橋本　文雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６７号
札幌市東区伏古７条２丁目５番10号　ハイツ鈴木３階
債務者　橋本　敬子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８８４号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地19　ローズマリー402号
債務者　湯浅　　晃
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１１号
札幌市清田区平岡８条３丁目２番５号
債務者　竹内いづみ（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３５号
札幌市清田区清田１条３丁目５番２号　第15大成コーポ102号
債務者　土肥志津子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４４号
札幌市西区琴似２条７丁目２番40号　ライフステージ501号
債務者　上口　友子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４６号
札幌市北区北36条西４丁目１番30号　ロイヤル36―106号
債務者　望月　茜史
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５２号
札幌市西区西野８条３丁目５番６号
債務者　佐藤　定子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部